

防災事業 防災・防犯講習会について

1. 実施結果の報告

- ・ 日時：2024 年 2 月 27 日（火）13:30～15:00（13:00 開場）
- ・ 会場：中区役所ホール
- ・ 実施体制：栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会、栄東まちづくり協議会の共催（実行委員会を設置し、企画・運営等を担当する。実行委員会は地域団体から選出された委員により構成され、各会との連絡調整を担当する）
- ・ プログラム：13:00 開場
13:30 開会の言葉
主催者挨拶
名古屋市中消防署長挨拶
13:35 愛知県中警察署講習
「防犯活動専門チーム『のぞみ』による防犯寸劇（特殊詐欺被害防止）」
14:20 名古屋市中消防署講習
「防火管理はできていますか？～防火管理者としての心得～」
15:00 閉会の言葉
- ・ 当日の様子：予定通り、プログラムを全て実施できた。事業者・地域住民等多くの方に参加いただき、準備していた参加者用景品 200 セットを超過する参加者数（景品引換券数：223 枚）となった。

（広報チラシ）

安心・安全な地域を目指して皆で学ぼう！

事業者・住民の皆様のお待ちしております

ご参加いただいた方に
防災・防犯に役立つ
粗品を
差し上げます

栄東地域

防災・防犯講習会

→ 防災講習 ←

名古屋市中消防署

防火管理はできていますか？
～防火管理者としての心得～

→ 防犯講習 ←

愛知県中警察署

防犯活動専門チーム「のぞみ」による
防犯寸劇（特殊詐欺被害防止）

参加無料

2024 **2/27** 火

時間 13:30～15:00 開場時間 13:00

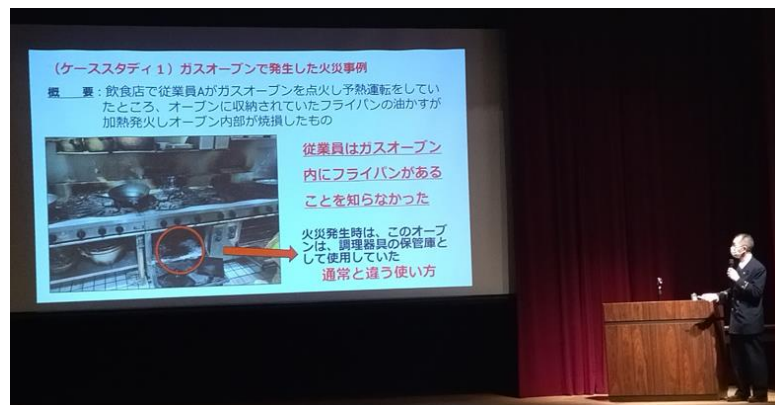
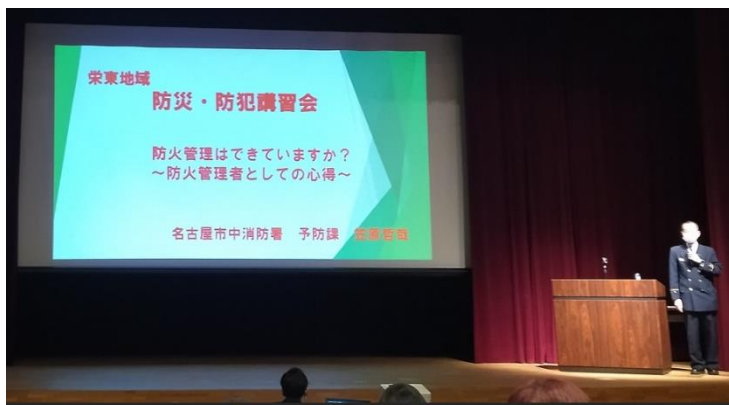
会場 **中区役所ホール**
名古屋市中区栄4-1-8 地下2階

対象者 栄東地域（栄4・5丁目）の皆様、（一社）栄東女子大小路ビル協会会員の皆様

お問い合わせ先
栄東まちづくり協議会 TEL 052-265-9332 イベント当日は、070-2645-1012 もしくは090-4368-4002まで
<http://www.sakaetigaoki-mky.jp/index.php/event/2017>

主催 栄東まちづくりの会、栄東発展会、（一社）栄東女子大小路ビル協会、栄東まちづくり協議会
共催 名古屋市中消防署、愛知県中警察署 後援 名古屋市中区役所、名古屋市中土木事務所、名古屋市中環境事業所、栄消防団

(記録写真)



2. 収支報告

- ・ 事業予算 : 250,000 円
- ・ 最終支出額 : 220,364 円 (29,636 円)

(内訳)

項目	1 月時点概算経費 (円)	実績額 (円)	備考	【参考】2022 年度実績	
チラシ・ポスター	58,300	58,300	A4:1000 部、 A3:100 部	112,200	A4:1200 部、 A3:150 部
参加者配布用景品 (エマージェンシーポーチ)	65,560	65,560	200 個	0	トイレットペーパー 300 個(在庫活用)
当日運営スタッフ用及び講演 者飲料	2,724	2,724	お茶 24 本、講演者 用水 6 本	4,548	お茶 48 本、講演者 用水 6 本
当日運営スタッフ用弁当	20,400	20,400	17 個	14,400	12 個
参加者配布用景品 (ボールペン)	70,400	70,400	200 本	70,400	200 本
消耗品等	32,616	2,980	ラミネート	1,595	コップ・おしぼ り・抽選会用紙袋
抽選会用商品				96,987	50 名分
合計		220,364	(予算 250,000 円に対 する差額:29,636 円)	300,130	

街路灯整備事業について

(1) 街路灯の整備について

1. 整備場所の一部変更について

9月協議会及び11月協議会（追加整備分）で説明した整備場所のうち、地下埋設物の関係で設置場所の変更が1か所発生した。⇒設置位置：別紙1参照

(2) 街路灯の維持管理について

1. 中日ビル建替え工事に係る街路灯の復旧について

- ・街路灯 MH6（当該町内会：南武平町北部町内会）⇒設置位置：別紙2参照

中日ビル建替え工事のために設置していた仮設プラント解体の工事車両搬入出用乗入れを設置するため、一時撤去を行っていたが（撤去予定期間：2023年8月～2024年3月。費用：依頼者負担。撤去期間中は別の場所で保管。7月協議会で報告）、2024年2月15日に復旧した。

2. 点灯不良の街路灯の修繕について

- ・不点及び常点調査：2023年5月（今年度1回目。7月協議会で報告）、11月（2回目）及び2024年2月（3回目）に調査を実施し、点灯不良の街路灯計27基（1回目11基、2回目13基、3回目3基）を確認 ⇒調査結果：別紙2参照

※【参考】2022年度の点灯不良の街路灯 計28基
（6月/1回目：18基、12月/2回目：20基）

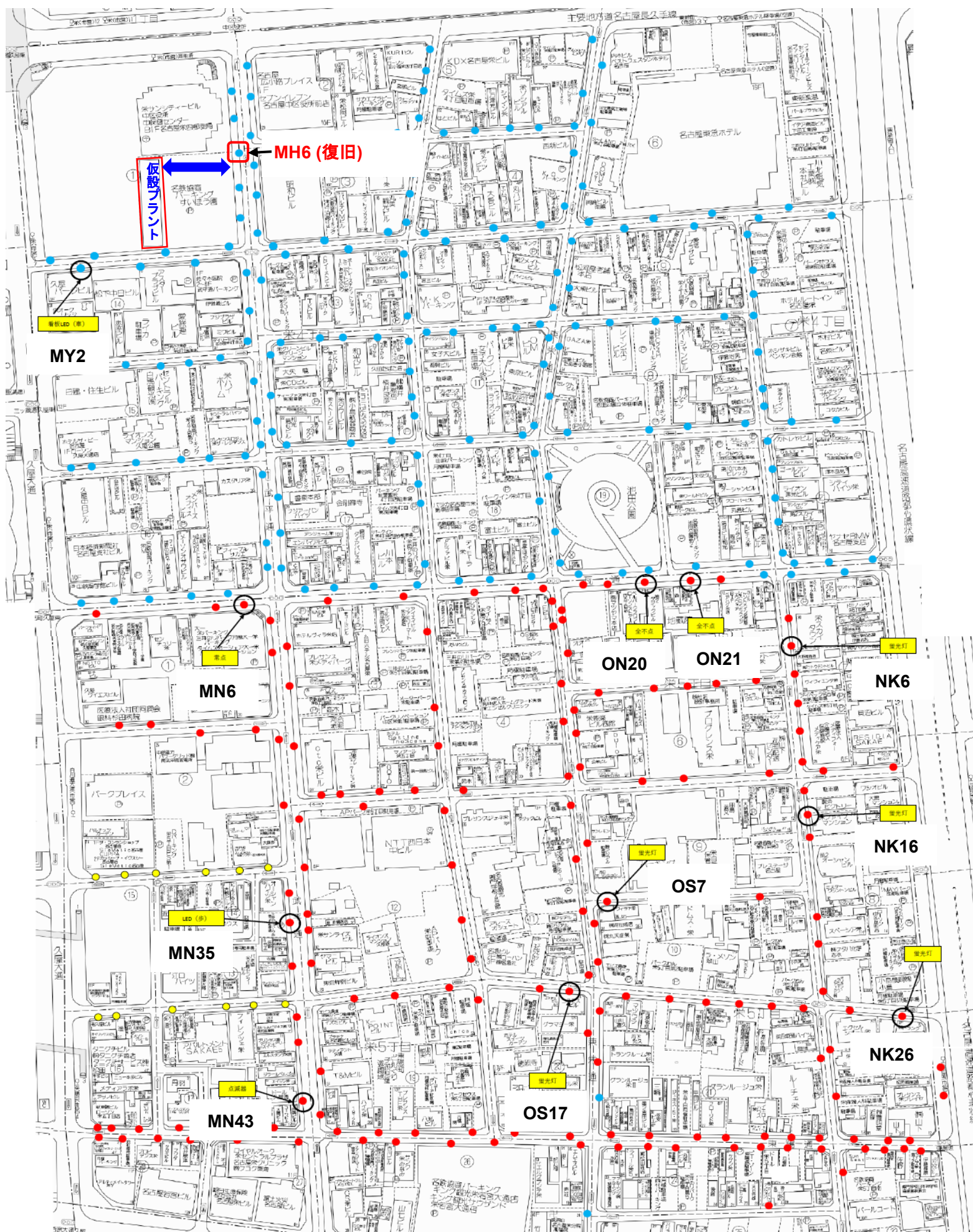
- ・修繕工事：調査1・2回目分の修繕工事は完了。調査3回目分の修繕工事は3月末までに実施予定

整備する街路灯の位置：青枠内の 27 基（新設：11 基、元位置建替え：16 基）

※「栄 5 丁目建柱位置図（2022 年度作成）」から抜粋



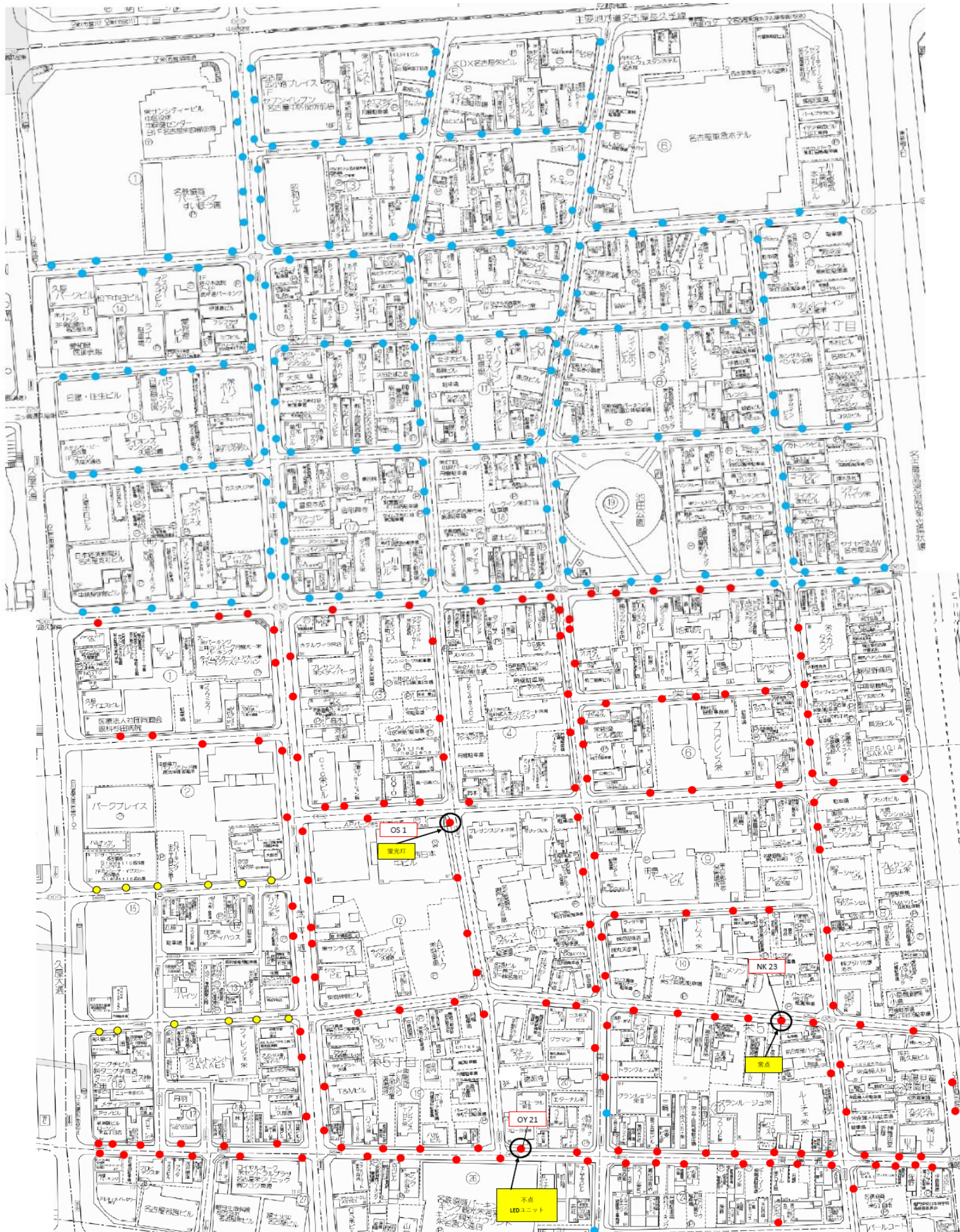
●中日ビル建替え工事に係る復旧（MH6）及び点灯不良の街路灯位置図（調査1回目。2023年5月）



●点灯不良の街路灯位置図（調査 2 回目。2023 年 11 月）



●点灯不良の街路灯位置図（調査 3 回目。2024 年 2 月）



2024 年度調査研究事業について

1. 2 月協議会の審議事項 ※赤字箇所：2 月協議会后に更新された部分

- ・以下のスケジュール案を基に事業を進める

2024 年 2 月まで	各地域団体にて実行委員選出
2024 年 3 月	準備委員会（実行委員による）
	・ 傍聴ルール の決定 ・ ビル協会がこれまでに実施した調査の概要等の説明
2024 年 4 月	第 1 回実行委員会開催 ～以降、実行委員会で検討～
	調査項目、調査対象・人数、調査回数、調査期間、スケジュール（9 月までに調査結果が取りまとめられるように逆算してスケジュール管理する）等の検討
2024 年〇月	実行委員会の決定に従い、 事務局にてインターネット調査の業者選定・契約事務 業者にて調査実施 実行委員会にて調査結果の分析
2024 年 9 月	調査結果の取りまとめ
2024 年 10 月	調査結果の報告、 各地域団体へ 2025 年度予算要望作成を依頼（10 月協議会）
2024 年 10 月以降	各地域団体にて調査結果を踏まえた次年度以降の取り組みの検討
2024 年 11 月	予算要望の提出（11 月下旬予定）
2024 年 12 月	2025 年度事業計画・予算案の審議（12 月協議会）

- ・ 実行委員（各地域団体 2 名ずつ）の選出とその報告を各地域団体に依頼する
- ・ 事務局にて実行委員会の傍聴ルール案を作成し次回協議会で示す

2. 実行委員会

- ・ 栄東まちづくりの会：宇野氏、加藤（紀）氏
- ・ 栄東発展会：佐野氏、吉田氏
- ・ （一社）栄東女子大小路ビル協会：伊藤氏、エリー氏

3. 栄東まちづくり協議会調査研究事業実行委員会会議傍聴ルール（案）

別紙の通り

栄東まちづくり協議会調査研究事業実行委員会会議傍聴ルール（案）

（目的）

第 1 このルールは、栄東まちづくり協議会が実施する調査研究事業を検討するための実行委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（傍聴人の定員）

第 2 傍聴人の定員は、6 人とする。

（傍聴の手続）

第 3 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に栄東まちづくり協議会会議室で栄東まちづくり協議会調査研究事業実行委員会傍聴申出書に住所、氏名を記載することにより実行委員会実行委員長（以下「実行委員長」という。）に対し傍聴の申し出を行う。この場合、先着順で受け付けを行う。

（会議場に入ることができない者）

第 4 次の各号のいずれかに該当する者は会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びた者
- (2) 旗、プラカード、ポスター、ビラ、拡声器、危険物その他会議場に持ち込むことが不適当であると認められる物品を携帯する者
- (3) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 5 傍聴人は、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、非礼にわたる行為又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器について音が発生しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第 6 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。

（傍聴者への指示）

第 7 傍聴人は、全ての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 傍聴人がこのルールに違反したときは、実行委員長は傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項による命令又は指示に従わないときは、実行委員長はその者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第 9 このルールに定めるもののほか、会議の傍聴に必要な事項は、実行委員長がこれを定める。

このルールは、令和 6 年 3 月 ● 日から設定する。

2024年度 栄東まちづくり協議会の開催時間について

区分	日 時	場 所	参考 2023年度
4月	4月25日（木）18時00分～	栄東まちづくり 協議会会議室	4月27日（木）18時30分～
5月	なし		なし
6月	6月6日（木）18時00分～		6月1日（木）18時30分～
7月	7月4日（木）18時00分～		7月6日（木）18時30分～
8月	8月1日（木）18時00分～		8月3日（木）18時30分～
9月	9月5日（木）18時00分～		9月7日（木）18時30分～
10月	10月3日（木）18時00分～		10月5日（木）18時30分～
11月	11月7日（木）18時00分～		11月2日（木）18時30分～
12月	12月5日（木）18時00分～		12月7日（木）18時30分～
1月	1月9日（木）18時00分～		1月11日（木）18時30分～
2月	2月6日（木）18時00分～		2月8日（木）18時30分～
3月	3月6日（木）18時00分～		3月7日（木）18時30分～

※原則第一木曜日（4月は第四木曜日、1月は第二木曜日）